

# 第8期 さくら市高齢者総合保健福祉計画

【令和3年度~令和5年度】



地域で支え合い、健康長寿でいつまでも、 安心して暮らしを楽しめるまち さくら市



令和3年3月 さくら市

## 計画の策定にあたって



### 計画策定の背景

わが国は、高齢者が4人に1人を上回る人口構成となっており、令和7(2025)年には団塊の世代が75歳となり、令和22(2040)年には団塊ジュニア世代が65歳以上となるため、更なる高齢化の進展や認知高齢者の増加とともに、介護サービスへのニーズが増加・多様化することが予測されます。

このような背景を前提とし、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムを基盤とした地域づくり等の取組の下、地域共生社会の実現を目指し、中長期展望を踏まえた「第8期さくら市高齢者総合保健福祉計画」を策定しました。

### 計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定したものです。

### 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間として策定しました。

## さくら市の人口の推移

本市の総人口は、令和2年10月1日現在で44,442人、そのうち高齢者人口は11,697 人で高齢化率は26.4%となっています。

令和5年には44,095人で高齢化率27.1%、令和7年には43,977人(同27.5%)、令和22年には41,920人(同31.8%)となることが予測されます。



## 計画の基本的な考え方



次を基本理念とし、高齢者が安心して地域で暮らせる体制の基盤を強化するとともに、 介護保険制度が長期的に安定して継続・存続できるための必要な取り組みを推進していき ます。

## 地域で支え合い、健康長寿でいつまでも、 安心して暮らしを楽しめるまち さくら市

### 基本目標

本計画の基本理念を実現するために、3つの基本目標を掲げます。

#### ■基本目標1 生きがいを持って自分らしく暮らせるまちづくり

高齢者一人ひとりが、健康で自立した生活を実現できるよう、健康づくりや介護予防・ 重度化防止に向けた取組を推進していくとともに、社会参加や地域の活動を通して、生き がいを持ち、いきいきと充実した生活が送れるまちづくりを目指します。

#### ■基本目標2 安心していきいき暮らせるまちづくり

介護を必要とする方への支援、介護をしている方への支援の両方の視点を踏まえ、在宅での生活支援、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の推進、介護者の負担軽減、安心して暮らせる高齢者の住まいの確保など、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるまちづくりを目指します。

また、地域が抱える問題や特徴を分析し、多様な主体と連携を図り、地域の課題を解決できる体制整備を図るとともに、地域の人と人が支え合うまちづくりを目指します。

#### ■基本目標3 住み慣れた地域で生涯暮らせるまちづくり

必要な介護保険サービス量と介護保険料のバランスを考慮しつつ、要支援・要介護認定者に対して個々の状態に応じたサービスが確保されるよう、実態に即した見込みを定めるとともに、サービスを提供するための人材確保に努め、介護保険事業の安定的な運営ができるまちづくりを目指します。

## 生きがいを持って自分らしく暮らせるまちづくり



### 介護予防・重度化防止の取組

高齢者が自立した生活を送るためには、介護予防への取組を通して、身体機能の維持・ 改善を継続的に行うことが重要となります。

そのため、介護予防の普及啓発をはじめ、介護予防・日常生活支援総合事業の推進及び 生活習慣病の予防、早期発見・治療及び悪化防止などの健康づくりの推進を図ります。

- ●介護予防の普及啓発
- ●介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- ●健康づくりの推進

#### 介護予防・日常生活支援総合事業とは

市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの

【事業の内容】介護予防・生活支援サービス事業 一般介護予防事業

#### ■介護予防・生活支援サービス事業の構成と内容

・対象者:要支援認定を受けている人、基本チェックリスト該当者(事業対象者)

訪問型サービス	掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施

#### ■一般介護予防事業の構成と内容

・対象者:65歳以上のすべての方及びその支援のための活動に関わる方

介護予防把握事業	閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる		
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う		
地域介護予防活動支援事業	住民主体による介護予防活動の支援等を行う		
一般介護予防事業評価事業	達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う		
地域リハビリテーション活動支援事業	通所、訪問、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職の派遣等を実施		

### 生涯学習・スポーツ活動の推進

健康でいきいきとした人生を送るために、文化活動、スポーツ活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動など多種多様な活動を支援します。また、多様化する地域活動に対応するため、専門的な知識・技能を持つ講師や指導者の発掘・育成を行います。

- ●生涯学習活動の推進
- ●スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ●指導者の養成・確保

### 交流活動の充実

より多くの地域の高齢者が参加できるよう、各クラブの活動発展やサロン等の居場所の 開設に向け、各行政区や社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携を図り、支援を 行います。

- ●老人クラブの活性化
- ●地域活動の支援と充実

## 就業支援の充実

高齢者が生きがいを持って就労できるような就業の場の確保や創出をすることで、高齢者の就労を支援します。

- ●就業の場の確保・創出
- ●シルバー人材センターの充実

## 生きがい支援の推進

高齢者の心身のリフレッシュを図る等、高齢者福祉の更なる増進に向けた事業を実施します。

- ●敬老祝金の支給
- ●温泉入浴利用証の交付

## <mark>ボラ</mark>ンティア活動の推進

高齢者がこれまで得た技能や経験を活かしたボランティア活動を通して、生きがいを持ちながら、地域との交流を深め、質の高い生活を送ることができるようボランティア活動の推進に取り組みます。

- ●ボランティア活動の推進
- ●ボランティア啓発活動の推進
- ●地域福祉ネットワーク活動の充実・強化

## 安全と安心の確保

犯罪や災害、交通事故などの危険から高齢者の安全確保を図る施策を関係機関と連携しながら推進します。また、公共施設等のバリアフリー化を推進し、高齢者が安全に、安心して生活を送ることができる環境を整備するとともに、移動手段の確保に取り組んでいきます。

- ●防犯対策の強化
- ●防災対策の強化
- ●交通安全対策の強化
- ●バリアフリーのまちづくりの推進
- ●高齢者の外出支援



## 安心していきいき暮らせるまちづくり



### 在宅で暮らし続けるための支援

社会構造の複雑化や家族構成、地域社会における住民同士の関係の変化により、高齢者 を取り巻く環境は複雑化していることから、総合的に支援を行うことが可能な体制整備を 推進します。

- ●総合相談支援事業の推進
- ●地域ケア会議の推進
- ●生活支援サービスの体制整備
- 生活支援 (福祉) サービスの推進 · 高齢者等生活支援サービス事業

生活支援(福祉)サービスをご紹介

- ・給食サービス事業
- ・紙おむつ券給付
- ・福祉タクシー利用料助成
- ·日常生活用具給付
- ·火災警報器等購入費助成事業
- ·緊急通報装置貸与事業
- ・緊急情報キット給付事業

#### 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし 続けることができる社会の実現に向けて、認知症施策を推進します。

なお、第8期計画では、令和元年6月18日に制定された「認知症施策推進大綱」等を 踏まえて認知症施策を推進します。

#### 認知症施策推進大綱

#### 【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、 認知症の人や家族の意見を踏まえ、「共生」と「予防」の施策を推進

「共生」:認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなく ても同じ社会でともに生きるという意味

「予防」:「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっ ても進行を緩やかにする」という意味

- ●認知症の普及啓発
- ■認知症の早期診断・早期対応体制の整備
- ●地域での日常生活・家族支援の強化

取組の1つをご紹介

#### 認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識について学び、認知症の方の理解者となり、地域 全体で支えられるまちづくりを進めるため認知症サポーター養成講座を実施 しています。

今後は認知症サポーター制度の「量から質」への発展に向け、サポーターを 対象としたステップアップ研修を開催し、認知症への理解をより深め、実践的 な対応を習得するとともに、「チームオレンジ」立ち上げのために必要な取組 を行っていきます。

#### チームオレンジとは

認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の方やその家族のニーズに合った具体的な 支援につなげる組織

## 在宅医療・介護連携の推進

高齢者の増加が見込まれる中、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域における医療・介護の関係者が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要となっています。

医療と介護の連携した対応が求められる4つの場面(①日常の療養支援、②入退院支援、 ③急変時の対応、④看取り)を意識して、PDCAサイクルに沿って他の地域支援事業と 連携して事業に取り組みます。

- ●医療・介護関係者の連携
- ●在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ●地域住民への普及啓発
- ●医療・介護関係者への支援

## 高齢者の権利擁護の推進

成年後見制度の利用を必要とする方の家族や支援者への相談会を実施し、制度に対する理解を含め、制度の積極的な利用を呼びかけます。

- 成年後見制度利用支援事業
- ●市民後見人の養成

### 高齢者虐待の防止

高齢者虐待の防止・早期発見に向けて、介護者の状況を理解した上で、適切なサービスへつなげることができるよう、関係機関等との情報共有体制を強化するとともに、虐待に対する理解を深め、虐待を未然に防止・早期発見につなげる体制を構築していきます。

- ●虐待防止の普及啓発
- ●虐待の早期発見と相談体制の充実・強化

### 介護者支援の強化

今後、介護に対する負担を抱えた家族介護者が増加していくことが予想されるため、家族介護者への支援事業の充実を図るとともに、地域包括支援センター等の関係機関やサービス提供事業者等と連携を図り、家族介護者の負担軽減及び離職防止を図り、家族介護者が地域から孤立することのないよう支援します。

●介護者支援のための取組

### 居住の場の確保

高齢者の多様なニーズに適切に応えていくよう、高齢者の多様な住まいの整備を推進するとともに、高齢者が自らの希望に沿った住まい方が可能となるよう支援します。

- ●高齢者が安心して暮らせる住まいの確保
- ●居住施設の整備

## 住み慣れた地域で生涯暮らせるまちづくり



### 介護保険制度の概要

介護保険制度は、さくら市が保険者となって、制度の運営を行います。また、介護を社会全体で支えていくという制度の目的から、40歳以上の人が被保険者となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときは、費用の一部を負担し、介護保険サービスを利用するしくみとなっています。

## サービスの見込

介護(予防)サービス事業量の見込は、市の高齢者人口や要支援・要介護認定者数を推計し、第7期計画期間中におけるサービスの利用実績や、今後3年間に施設・居住系サービスが整備される見込等を勘案して推計しました。

#### ■介護サービス(要介護1~要介護5の方が利用するサービス)の見込量

単位:千円

サービスの種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)居宅サービス	1,199,078	1,238,317	1,281,993
訪問介護	151,716	154,225	159,905
訪問入浴介護	5,511	5,453	5,453
訪問看護	46,087	47,138	49,900
訪問リハビリテーション	1,378	1,368	1,358
居宅療養管理指導	6,527	6,770	6,998
通所介護	460,743	477,643	497,081
通所リハビリテーション	95,295	98,377	100,458
短期入所生活介護	255,283	261,053	270,436
短期入所療養介護	10,968	11,593	12,303
福祉用具貸与	97,448	102,448	105,852
特定福祉用具購入費	3,027	3,027	3,027
住宅改修費	6,838	6,838	6,838
特定施設入居者生活介護	58,257	62,384	62,384
(2)地域密着型サービス	652,060	659,768	670,561
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,312	2,313	2,313
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	115,631	117,547	120,281
認知症対応型共同生活介護	153,977	154,062	157,358
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	212,995	213,113	213,113
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護	167,145	172,733	177,496
(3) 施設サービス	934,219	934,737	934,737
介護老人福祉施設	374,578	374,785	374,785
介護老人保健施設	471,825	472,087	472,087
介護医療院	0	0	0
介護療養型医療施設	87,816	87,865	87,865
(4)居宅介護支援	148,281	154,983	160,721
合計	2,933,638	2,987,805	3,048,012

#### ■介護予防サービス(要支援1・2の方が利用するサービス)の見込量

単位:千円

サービスの種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)介護予防サービス	68,346	70,001	71,946
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	3,402	3,404	3,404
介護予防訪問リハビリテーション	1,882	1,883	1,883
介護予防居宅療養管理指導	337	337	337
介護予防通所リハビリテーション	33,103	34,105	35,579
介護予防短期入所生活介護	341	342	342
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	19,744	20,391	20,862
特定介護予防福祉用具購入費	1,954	1,954	1,954
介護予防住宅改修費	2,958	2,958	2,958
介護予防特定施設入居者生活介護	4,625	4,627	4,627
(2)地域密着型介護予防サービス	7,230	7,234	7,234
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	7,230	7,234	7,234
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3)介護予防支援	11,259	11,429	11,755
合計	86,835	88,664	90,935

#### ■地域支援事業費の見込額

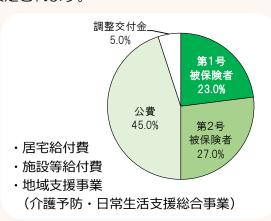
単位:千円

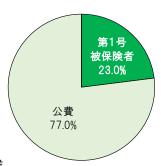
サービスの種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)介護予防・日常生活支援総合事業	95,861	96,801	98,741
(2)包括的支援事業・任意事業	46,166	46,166	46,166
地域支援事業費見込額	3,314,651	3,365,924	3,433,627

## 介護保険制度の財源構成

介護保険制度では、制度を国民皆で支えあう「社会保険方式」を採用し、その財源は被保険者の保険料と公費としています。被保険者は 40 歳以上 65 歳未満の「第2号被保険者」と 65 歳以上の「第1号被保険者」に分かれます。

令和3年度から令和5年度の第8期介護保険事業運営期間における第1号被保険者の負担割合は23%となります。なお、調整交付金は市区町村の高齢者の状況に応じて、個々に設定されます。





・地域支援事業 (包括的支援事業・任意事業)

## 

## 第8期保険料の基準額 年額:66,000円/月額:5,500円

所得段階	対象者	負担割合	保険料(月額)	保険料(年額)
第1段階	<ul> <li>・生活保護を受給している方</li> <li>・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方</li> <li>・世帯全員が市民税非課税で前年中の公的年金等の収入額と前年の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が80万円以下の方</li> </ul>	基準額× 0.30	1,650 円	19,800 円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で前年中の公的年金等の 収入額と前年の合計所得金額(公的年金等に係る 雑所得を除く)の合計が80万円を超え120万円 以下の方	基準額× 0.50	2,750 円	33,000 円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で前年中の公的年金等の 収入額と前年の合計所得金額(公的年金等に係る 雑所得を除く)の合計が120万円を超える方	基準額× 0.70	3,850 円	46,200 円
第4段階	・世帯員に市民税課税の方がいるが本人は非課税で、 前年中の公的年金等の収入額と前年の合計所得金 額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が80 万円以下の方	基準額× 0.90	4,950 円	59,400 円
第5段階	・世帯員に市民税課税の方がいるが本人は非課税で、 前年中の公的年金等の収入額と前年の合計所得金 額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が80 万円を超える方	基準額× 1.00	5,500円	66,000円
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 120 万 円未満の方	基準額× 1.20	6,600 円	79,200 円
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 120 万 円以上 210 万円未満の方	基準額× 1.30	7,150 円	85,800 円
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 210 万 円以上 320 万円未満の方	基準額× 1.50	8,250 円	99,000 円
第9段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 320 万 円以上の方	基準額× 1.70	9,350 円	112,200 円

<sup>※「</sup>合計所得金額」は「地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」となります。

#### さくら市 健康福祉部 高齢課

〒329-1392 栃木県さくら市氏家 2771 番地 電話 028-681-1155 Fax 028-682-1305